



あに

編集と発行 秋田県阿仁町役場総務課
印刷所 秋田県阿仁町阿仁合印刷所

No.38号

昭和40年11月30日

(毎月発行)

豊かなくらし
と
住みよい郷土
小林



昭和40年10月1日現在

オウガ町の人口

九・八五九人

男 四、七二〇人

女 五、一三九人

世帯数二、〇二六 一世帯当人員四、一人

(国勢調査より)

阿仁町で

一、四八〇

県全体で

五五、七五六の減

人口を市町村別にみると人口が増加したのは秋田市(一二、九四五人)、大館市(一、八八七人)、八郎潟町(二一人)、および天王町(六二人)のみであり、他は各町村共減で、特に十%以上減少したのは森吉町を始め十五町村で、皆瀬村が二〇、七%と最高となっています。

又、世帯数では二八〇、三五九世帯で昭和三十五年にくらべて二一、〇一〇世帯の増加となっています。

市町村別には

十月一日に行なわれた国勢調査の結果、阿仁町の人口は総数で九、八五九人となり、五年前にくらべて一四八〇の減でついに一万台を割った。世帯数は二、〇二六で七四の減、これは古河、佐山、鉾山及び鉄道工事関係普通世帯と単身者(準世帯)その他の自然流出が主な原因。人口減の主な原因としては学卒者の県外就職、鉾山、鉄道工事の転出者と長期出稼者が多くなつたことがあげられる。これは全県的な現象で本県全体では五五、七五六人減の数字となっている。

どうぞよろしく

職員人事異動

十一月一日付で職員の人事異動がなされた。

これは前総務課長の収入役就任を機として、人事の刷新をはかったもので、町長就任以来初めての異動である。

総務課長兼総務係長 佐々木正広
同財政係長 菊地裕郎
同総務主任 吉田裕穂
総務課 小林精一
同 庄司直紀
同 魚住吉治

阿仁部の人口と世帯数(△減)

	人 口		世 帯 数	
	40年	対35年比	40年	対35年比
阿 仁 町	9,859	△1,480	2,026	△ 74
森 吉 町	13,871	△1,617	2,915	△ 33
合 川 町	10,833	△1,250	2,207	△ 16
上小阿仁村	6,552	△ 422	1,421	増118
計	41,115	△4,769	8,569	△ 5

同 佐藤政枝
同 柴田三郎
同 税務課長 鈴木 清
同 徴収係長 佐藤昭春
同 徴収主任 佐藤克己
同 税務課 佐藤昭春
同 民生課長兼保健衛生係長 伊東孝徳
同 係長 小林啓造
同 戸籍住民係長 近藤唯表
同 保健衛生主任 杉淵清一郎
同 民生課 工藤 馨
同 石田一男
同 柏木信子
同 土木課 辻 広
同 教育委員会出向 伊藤忠雄
同 小林フミ
同 大阿仁支所長 石川第蔵吉
同 母子療養 今井乙磨
同 養護老人ホーム 佐原征四郎

三役そろろ

「助役(福島氏) 収入役(高橋氏)」

御承知とは思いますが、九月と十月の議会で……

助役と収入役が選任されました。助役には元学校長で荒瀬の福島吉五郎氏、収入役には前総務課長の高橋兼雄氏がそれぞれ就任しております。

この結果、新町長のもと町三役が揃い執行体制が確立されました。

就任にあたり



助役

福島 吉五郎

九月下旬に町の助役に選任されてから二ヶ月をすごしました。

私は長い間、教員として学校社会で暮らしてきましたが、それと比較しますと、規模や仕事の内容など全く異なっており、慣れないせいもあると目があるほど忙しいなと思う時もあります。しかし、人格、識見共にすぐれ内外に信望の高い、佐藤町長のもとで働かせて戴く

収入役

高橋 兼雄



町の仕事も、外部から想像していた時と大分異なり、七、八割迄が国や県の仕事であり、財政面もそのように裏付けされております。

助役として役場職員に望むことをこの間の打合せ会に強調しました。民生課は町民に親切を第一とする事、会計、税務課は金銭にまわがいがなく正確をきすること、経済、土木課は豊かな生活を日ざして行くのでしりこみせず積極を旨とする事、総務課は町の発展をいつも考え、総合的ということを忘れぬこと。教育委員会事務局は子供のよりよい成長を考えて学校、その他教育機関に公平であること。各施設ではこれらを総合した気持ちでがんばることを述べてまいりました。

昨年の九月末、全県七十三の市町村のうち、阿仁町は七十一位の納税成績でありましたが本年の十月末では三十八位になつてきています。

私こと

総務課在勤中は公私共に皆さまから格別のご指導を賜わり、お蔭をもちまして無事任務を終らせていただきましたことを衷心よりお礼申し上げます。

この度、はからずも収入役に選任され、十月二十五日から就任いたしております。

す。これは町民の協力によつて行政成績が向上してきている一つの例であります。阿仁町は他に比してすぐれた長所、特色をもつています。役場職員の年令の若いのもその一つであります。亦、阿仁町は町も、部落もボスが支配していない、近代化しているという特色をもつています。しかし、この長所は誇をかせばまともではないという短所にもなつていいると思ひます。すべての事に皆が一致するといふ事は至難と思ひます。が、しかし、住民の福祉と町の発展という点では全町民協力すべきことでなければならぬと存じます。町民の選良である議会の尊重は当然な事でありますが亦一面、町民の生の声を身じかにきくことも必要なことと考へられます。何とぞすみよい町づくり御協力下さるようお願い申し上げます。

もとより浅学非才でありまして、その重責を痛感いたしております。今後、新任務遂行のため、誠心努力する所存でありますから、なにとぞ格段のご援助ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。お礼がたご挨拶申し上げます。

三月三十一日までです

お忘れなく

戦没者等の妻に対する特別給付金請求の時効等について、

1、昭和三十八年四月一日より、受付をしておりました左記特別給付金請求は、昭和四十一年三月三十一日迄で終りますので、該当者で未請求の場合は、期限内に請求手続をして下さい。昭和四十一年三月三十一日迄で請求権は消滅します。

なお請求権の時効延長はしないとの事です。

2、戦没者等の妻に対する特別給付金とは、

(1)昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかりこれにより死亡した者の妻であつて、

(2)昭和三十八年四月一日において、公務扶助料又は遺族年金、遺族給与金等の給付を受ける権利を有する者に支給される。

(3)金額は、二十万円、国庫債権で十年償還となつています。

新しく戦没者

遺族弔慰金として

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法について、

◎一、受給権者

(1)昭和十六年十二月八日より昭和四十年四月一日の間に軍人、軍属、海軍

死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹)であること。

(2)昭和四十年四月一日において、本人又は他の遺族が、同一の戦没者等に関し、公務扶助料、遺族年金、その他これらに相当する給付の受給権を有していないものであること。

(3)昭和四十年四月一日までに弔慰金の支給を受けた遺族であること。ただし同日までに再婚した配偶者(戦没者等の遺族と婚姻したもの等を除く)及び離縁により親族関係が終了した者を除く。

(4)請求手続きは民生課で取扱ひをしておりますので、不明の点については支所又は民生課に問い合せ下さい。

お知らせ

民生課だより

ご存知ですか

◎ 内部障害者も国民年金が受給できます

昭和三十三年四月以降、脳卒中等の内部障害者で、保険料を納付し初診日から六ヶ月以上経過して病状が固定、又は治療しても効果の期待出来ないと思われる状態の人にも障害年金が支給されることになっています。くわしくは役場又は支所へ。

◎ 抑留年が加算とになりました

(1)旧軍人の加算年について
(いわゆる抑留加算)
終戦後「海外」において抑留されていた旧軍人等の在職年を計算する場合においては、抑留という特殊な事情を考慮し、本年十月一日からその抑留期間一月につき一月の加算年に準ずる在職年の割増がなされることになりました。

(2) (1)により新たに恩給権が発生すると思われる者で、(1)すでに履歴申立書を提出し、先に、非該当の通知を

受けた者の中で、陸軍関係は県に資料があるので提出の必要がありません。海軍関係では、県に資料がない関係上、再度履歴申立書の提出が必要とす。

(3) なお該当すると思われる者で、まだ提出していない者は早く提出されるよう。なお不明の点については民生課に問い合せて下さい。

(4) 阿仁町では昭和三十六年戦時加算復活以来、恩給権の発生した者は、五十六人です。

便利な

(年金前納割引)

出来秋は保険料を納付する絶好のチャンスです。毎月納付する手数は、おぼつかね、忘れもありません。受給要件を常に充足するには前納割引制度を利用しましょう。二十才から五十九才迄前納すると三九、四六〇円、三十才から五十九才までと二六、七〇〇円がそれぞれ割引されます。この様にして一年を単位に前納割引制度もあります。

あなたの人権は守られていますか

12月4日～10日

人権週間です

○ 相談ことは、人権相談員へ

阿仁町の相談員は、佐藤町長と湊荒男氏……です

盛会だった公開研究

統計教育——阿仁合小学校——

阿仁合小学校は昨年来、秋田県並びに県教委から統計教育の研究を指定されていましたが、去る十月二十日にその研究の成果を公開しました。当日は県当局を始め、県内各地から関係者一七〇名が参加し盛会に行なわれました。

統計をとり入れた全職員の研究授業や、校長、研究主任、児童の発表を中心とする全体協議会、更に各科目の指導や学校経営にどのように統計を活用すればよいかなどの分科会が行なわれ、引きつづき講評を主とした全体会があり次のような講評がありました。

1、統計を利用した科学的な教育指導と諸先生の努力はすばらしく。

(共同募金)

去る十月一日より十月三十日までの一ヶ月間阿仁町婦人会並に部落会長、民生委員の献身的な御協力と町民各位の御理解ある御協力によりまして本年度共同募金当町目標額二二三、四四〇円を完遂致しまして、去る十一月八日

御協力ありがとうございました

福社事務所へ送金しました。茲に報告少々厚く御礼申し上げます。

部落名	募金額	横町	戸島内
上小様	三、九六〇円	御蔵住宅	五、一九〇円
下小様	二、二八〇	上新町	六〇〇
小淵	四、八四〇	畑町	一七、〇二〇
吉田	八、一六〇	畑町住宅	九、六八〇
		畑町住宅	四、九〇〇
		小沢	三、六二〇
		荒瀬川	二、八八〇
			二、〇〇〇
		計	二二三、一七五円

一部改正

◎ 戦傷病者特別優遇法の一部改正について

(十月一日から)

◎ 戦傷病者の福祉の増進を図るため、戦傷病者の相談員に委託する制度を設けたこと。

◎ 長期入院中の戦傷病者に支給する療養手当の額を月額二、〇〇〇円から三、〇〇〇円に引き上げたこと。

◎ 日本国有鉄道無賃乗車の取扱いをする戦傷病者の範囲を拡大したこと。

◎ 相談員氏名成田助治、担当区域、鹿角郡、大館市、北秋田郡、大館市宇相葉中街一四ノ二

2、資料の作成や、環境の構成からみて職員、児童、父兄の和合が良くあらわれている。

3、教師の指導技術、児童の研究発表などからして、阿仁町教育の底力があることがわかれ、統計教育後進県という汚名が返上された。

4、又研究会全体のふん囲気をみて阿仁町の方々の教育的関心の深さと文化の町だという印象をうけた。

などの評価と更に今後の発展への激励をうけ盛会裡に終了しました。

出かせぎ

実りのよるこびもつか
のま、枯がらしと共に
再び出稼ぎのシーズン
となりました。

今年こそは家族と一諸
にくらしたいと思いな
がら、社会のきびしさ
は生活を追い立てます
「出稼ぎのないくらし
」、それがみんなの願
いです。

相談員がおります



表彰

よいこの

優良子ども会の表彰につ
いて、
阿仁町水無大町若草子ども
会は、十一月五日、秋田県
優良子ども会として、表彰
され、表彰状と、立派な、
子ども会旗を、いただいた
て来ました。これを暖機に更
に子供会の発展のためにと
はりきっています。

— オメデトウ —

キケンがいっぱい

ドブロックをやめよう

「ドブロックは経済的だか
ら」といつて飲んではい
ものの果たしてそうではし
うか。ドブロックであるため

④賃金不払や労働災害で問
題のおこらないように。
⑤留守家族との連絡はいつ
もとられるように。
⑥安全な出かせぎ就労のた
めに出かせぎ相談所や相
談員をご利用下さい。
阿仁町出かせぎ相談所
(金画室)

農閑期を利用して出かせぎ
される方と、就労について
相談して下さる相談員が各
地区にあります。

(地区別相談員)

(担当) 鈴木正男、(中村
鈴木善二郎、(打当内)
泉金一、(戸島内) 鈴木勝
彌、(棚木沢) 佐藤千代美
(長畑) 上杉直蔵、(比立
内) 松橋時幸、(幸屋) 佐
藤イサオ、(笑内) 小林幸
之助、(根子) 佐藤半五郎
(荒瀬) 伊藤市雄、(畑町
) 加藤茂、(吉田) 吉田芳
次郎、(小椋) 柴田芳雄、
(水無) 庄司武男

▽出かせぎは!!

①正規のルートを通した就
労をされるように。
②できるだけ集団就職され
るように。
③正しい求人紹介によつて

生活設計にゼヒ

県民手帖

あなたも一冊
わたしも一冊

昭和四十一年用県民手帳

堅牢でスマートなビニール
シート装幀
頒価 一〇〇円

希望者は至急申込下さい
申込先 役場統計係

お知らせ

教育委員会辞令

(十一月一日付発令)

() 内は前歴

○学務課長 上杉哲雄

(学校教育係長)

○主事補

小林フミ
(民生課)



お互いに気をつけて

火災のシーズンです

にカゲにかくれて飲まなけ
ればならないという精神的
負担や、ドブロックの中に含
まれる特殊の性分が人間の
からだを年々むしばみ、あ
らゆる病気の原因となつて
いることを考えるとなつて
経済的ではないはずです。
農家の人に多いといわれ
る農夫病もドブロックが原因
とも云われています。
密造はいうまでもなく悪
いことです。更にそれを飲
んで大事なからだをこわし
ては何にもなりません。
ドブロックは作らないこ
と、そして飲まないこと
です。

○主事 柏木信子

町長事務部局に出向

○公民館長 飛沢真一

○主事 伊藤忠雄

(総務課)

○主事 小林精一

町長事務部局に出向

毎月一定額を

毎月不定額を

余裕があったとき



始めはつらかったが今では
楽しい日課です



ご存知ですか 得な完納方法を

税金の滞納をなくする月
11月10日～12月25日

あなたのご家庭では税金の
滞納一掃に上図の中のどの
方法をとっておりますか!!
その該当する方法は今で
は上図左のようなものにな
つておるでしょうか。
税金の納付は努力だけで
は駄目なのです。それには
方法があるのです。
十一月と十二月は滞納を
なくする月間になっており
税務係員がご家庭を訪問す
る事になっております。
得な方法で完納出来るよ
うご相談下さい。

平日 午前八時三十分
午後四時三十分
土曜 午前八時三十分
午後四時三十分
以上のように役場の執
務時間の変更となりま
したので御連絡致しま
す。
尚期間は十一月～二
月迄。